

【ABC 消費者情報 Vol. 230】

◎「不用品を買い取る」という訪問購入に注意！

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が寄せられています。訪問購入にはルールがあり、購入業者が突然訪問して買い取りを勧誘したり、事前に買い取りを承諾していない物品を売るよう要求したりすることは禁じられています。

○アドバイス

- ・突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ・事前に電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ・もし、購入業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応しないで、信頼できる人に同席してもらいましょう。また、売るつもりがない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・クーリング・オフできる場合があります。困った時は、消費生活センターにご相談ください。

【重要】

このABC消費者情報メールマガジンは令和7年3月末に終了します。

「鹿児島市LINE公式アカウント」で消費者トラブル情報を配信していますので、受信を希望される方は「鹿児島市LINE公式アカウント」を友だち登録後、「受信設定」→「消費者トラブル情報」から受信設定をお願いします。

<https://page.line.me/440erddv?openQrModal=true>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512